

大雪等の災害による農産物等の被害を受けた方へ

(令和8年度市税等の減免(免除)申請について)

【農産物等被害証明書の交付後の手続き等】

大雪等の災害による農産物等の被害によって、市税等の納付が困難となり、減免(免除)や徴収猶予の申請をする方は、りんご課から交付した「農産物等被害証明書」が必要になります。

すでに納付された市税等については、減免(免除)の対象となりませんので、市税等の納税通知書・納入通知書が届き次第、各申請窓口で手続きをしてください。なお、手続きをしても、必ず減免(免除)となるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

市税等の減免(免除)や徴収猶予の申請をする際に必要な書類は次のとおりです。

減免(免除)の申請に必要な書類等

- 農産物等被害証明書
- 納税通知書または納入通知書
- 減免等申請者本人を確認できるもの
(運転免許証など)
※代理人が申請する場合は代理人本人を確認できるものも必要
- 申請者のマイナンバーがわかるもの
- 農作物共済等の書類
(契約内容がわかるもの)
- 過去5年分の農業収入がわかるもの
(確定申告書の控えまたは市民税・県民税申告書の控えと収支内訳書等)

上記のほか、市税等の種類によって必要な書類が異なる場合があります。くわしくは、申請窓口の担当課へお問い合わせのうえご確認ください。

市税等「担当課(問い合わせ先)・納期・納期限」一覧表

申請窓口	市民税課 (市役所市民防災館2階)	介護福祉課 (市役所前川本館1階)	国保年金課 (市役所市民防災館1階)
問い合わせ先	市民税第二係 ☎40-7025 市民税第三係 ☎40-7026	介護保険料係 ☎40-7049	国保保険料係 ☎40-7045 後期高齢者医療係 ☎40-7046
納付書等 発送時期	令和8年6月10日頃	令和8年7月14日頃	令和8年7月14日頃
区分 月別	市民税・県民税 ・森林環境税	介護保険料	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料
4月			
5月			
6月	1期(6/30)		
7月		1期(7/31)	1期(7/31)
8月		2期(8/31)	2期(8/31)
9月	2期(9/30)	3期(9/30)	3期(9/30)
10月		4期(11/2)	4期(11/2)
11月	3期(11/30)	5期(11/30)	5期(11/30)
12月		6期(12/28)	6期(12/28)
1月		7期(2/1)	7期(2/1)
2月	4期(3/1)	8期(3/1)	8期(3/1)
3月			

※各納期は、普通徴収の方法により徴収する場合の納期です。

()内は納期限で、口座振替の場合はこの日に振替されます。

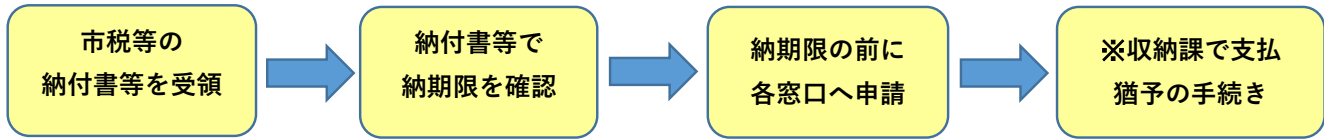
それぞれの納期限までに納付することが困難な場合は、収納課へお早めにご相談ください。

収納課(市役所市民防災館2階 ☎40-7032、40-7033)

上記のほか、国民年金保険料の免除については、国保年金課国民年金係(☎40-7048)、**農産物等被害証明書**については

弘前市りんご課企画推進係(市役所前川本館3階 ☎40-0482)へお問い合わせください。

(令和8年度市税等の減免申請の流れ)



各市税等の納付書発送時期や納期限は下記を参照

※収納課
(市民防災館2階)

申請窓口	市民税課 (市役所市民防災館 2階)	介護福祉課 (市役所前川本館 1階)	国保年金課 (市役所市民防災館 1階)	
窓口番号	C-224. 225	A-107	C-122	
問い合わせ先	市民税第二係 ☎40-7025 市民税第三係 ☎40-7026	介護保険料係 ☎40-7049	国保保険料係 ☎40-7045	後期高齢者医療係 ☎40-7046
納付書等発送時期	令和8年6月10日頃	令和8年7月14日頃		
最初の(第1期)※納期限	令和8年6月30日(火)	令和8年7月31日(金)		
※普通徴収(納付書等や口座振替)の場合の期限です。特別徴収(給与・年金からの天引き)は、納期限が変わりますので、減免の申請窓口にご確認ください。				
区分	市民税・県民税 ・森林環境税	介護保険料	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料
減免の判定基準	<ul style="list-style-type: none"> 前年の納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下 農業所得以外の所得金額が400万円以下 令和8年中の農業収入(+保険金等)と、令和3年～令和7年中の中間3カ年分の収入の平均を比較して判定します。 <p>※「中間3カ年分の収入平均」とは、過去5年間のうち、収入金額が一番多い年分と一番少ない年分をカットし、中間3カ年分を平均したものとします。</p> <p>※農業減免では、減免の判定が翌年になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生計中心者の干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁による著しい収入の減少について申請できます。 令和7年分の農業所得を含む合計所得金額と令和8年分の農業所得を含む合計所得金額を比較して3割以上の減少となる場合に該当します。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年の世帯の合計所得金額が1,000万円以下 農業所得以外の所得金額が400万円以下 令和8年中の農業収入(+保険金等)と、令和3年～令和7年中の中間3カ年分の収入の平均を比較して3割以上の損害がある場合となります。 <p>※「中間3カ年分の収入平均」とは、過去5年間のうち、収入金額が一番多い年分と一番少ない年分をカットし、中間3カ年分を平均したものとします。</p> <p>※農業減免では、減免の判定が翌年になります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前年の世帯の合計所得金額が1,000万円以下 農業所得以外の所得金額が400万円以下 令和8年中の農業収入に3割以上の損害がある場合となります。 令和8年中の農業収入(+農業共済等による補填金)と、令和5年～令和7年中の収入の平均を比較して判定します。
減免対象	<p>特別災害を受けた日以後に納期の末日が到来する市税等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業所得分のみ(農業以外の所得については減免の対象外) 農業減免では、均等割・森林環境税は減免になりません。 	<p>申請窓口で減免申請した日以降に納期限が到来する市税等</p>	<p>特別災害を受けた日以後に納期の末日が到来する市税等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業所得分に係る保険料のみ 	<p>申請窓口で減免申請した日以降に納期限が到来する市税等</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業所得分に係る保険料のみ
その他	<ul style="list-style-type: none"> 減免判定にはお時間をいただきます。令和8年分の申告の資料がそろい次第、お早めに確定申告・住民税申告をお願いします。 <p>※青色申告の方、税務署に直接確定申告をされている方は、申告し次第、申告書と収支内訳書(青色申告決算書)の控えを市民税課へ提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 減免申請時に令和8年分の合計所得額の見込みをお伺いし、減免の判定を行います。 令和8年分の所得が確定し次第、改めて減免対象や減免額について精査し確定します。 減免額の増減に伴い、還付になる場合や追加で納付していただく場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 減免判定にはお時間をいただきます。令和8年分の申告の資料がそろい次第、お早めに確定申告・住民税申告をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 減免判定については、保険者である青森県後期高齢者医療広域連合で審査の上、通知されます。